平成２３年（フ）第２０２１号
横浜市神奈川区大口仲町114番地２　レオパレス大口201号
債務者　野村　　孝
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８００号
東京都小金井市梶野町４丁目３番17号ビッグウイング寮
債務者　志垣　重太
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４７号
東京都立川市一番町６丁目３番地の１立川一番町東59棟106号
債務者　畠山　哲雄
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４９号
東京都立川市富士見町６丁目25番507号
債務者　土田　達栄
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９０６号
東京都武蔵村山市学園４丁目13番地の１ニューライフ学園101号
債務者　長谷川　清
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９０７号
東京都武蔵村山市学園４丁目13番地の１ニューライフ学園101号
債務者　長谷川善子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９０６号
横浜市神奈川区西大口130番地13　レオパレスオノザワ第２―204号
債務者　高橋　　淳
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２２号
横浜市神奈川区平川町27番地８　第一測量東白楽ビル302号
債務者　安彦　嘉夫
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１号
熊本県天草市本渡町本渡2317番地７
債務者　松本　明美（旧姓春日）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第４３６号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3167番地１
債務者　軽部　吉市
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１４号
栃木県日光市大室1839番地106
債務者　格口　昭子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３３号
栃木県宇都宮市竹林町347番地　増渕ハイツＢ202、前住所群馬県高崎市吉井町小串305番地９
債務者　大野　　真
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０９１５号
東京都東久留米市前沢４丁目20―18―404
債務者　今野　久義
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９１６号
東京都練馬区練馬１丁目10―15―201
債務者　蕪木　亜希（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９２６号
東京都大田区大森西３丁目18―22　メゾンドブラン２Ｄ
債務者　寺井　章子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部